

# 木造施設に関する防火等の基準

出典：木造建築のすすめ  
一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

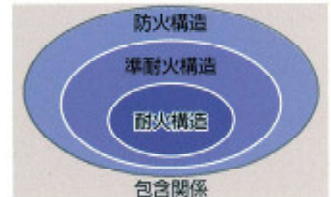
# 耐火建築物

大規模な建築物や不特定または多数の人が利用する建築物では、火災が発生した場合、人命への危険性や周辺へ被害が広がる可能性が高くなります。建築基準法では、このような建築物に対して火災により建築物が倒壊することがないように、火災に対する防火措置を施さないまま木造等で建設することを制限し、地域、規模または用途に応じて耐火建築物または準耐火建築物としなければならないと規定しています。

## 防・耐火構造の包含関係

主要構造部に求められる構造には、耐火性能を満たす耐火構造、準耐火性能を満たす準耐火構造、防火性能を満たす防火構造があります。耐火構造であれば、準耐火構造・防火構造の性能を満たしており、準耐火構造であれば、防火構造の性能を満たしています。そのため部分的に耐火構造を用いて準耐火建築物とすることが可能です。

ただし、耐火建築物と準耐火建築物は包含関係にありません。



## 耐火建築物（法2条9号の2）

耐火建築物とは、主要構造部が耐火構造であるもの、または耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐えられることが確認されたもので、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を有する建築物のことをいいます。

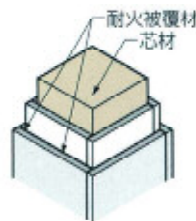
耐火建築物が満足しなければならない技術的基準の全体像をP29に示します。

### 耐火構造

耐火構造には、平12建告1399号による仕様や国土交通大臣認定によって木材をせっこうボードなどで防火被覆する「メンブレン型」、同じく国土交通大臣認定によって木材を難燃処理剤やモルタルなどで燃え止まり層を形成する「燃え止まり型」、構造耐力上主要な部分に使用した鋼材を木材で防火被覆する「鋼材内蔵型」の主に3つがあります。

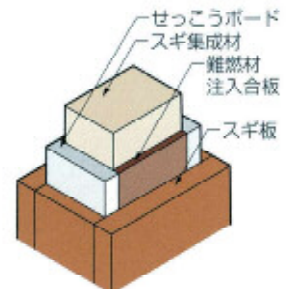
#### ①メンブレン型耐火構造

「メンブレン型耐火構造」は平12建告1399号に仕様規定が定められており、これにより、木造軸組構法や枠組壁工法、CLTパネル工法における主要構造部を耐火構造にすることができます。その他、木造軸組構法や枠組壁工法では、構造部材をせっこうボードなどで防火被覆した「メンブレン型耐火構造」により国土交通大臣の認定を取得し、木造耐火建築物が実現しています。この技術開発によって、特殊建築物や防火地域内の木造共同住宅、4階建て建築物など、これまで木造では建てられなかった建築物が広く建設されるようになりました。



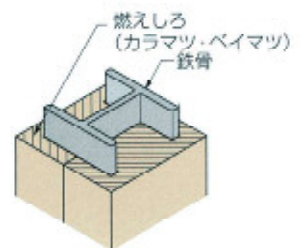
#### ②燃え止まり型耐火構造

構造用集成材の柱やはりでは、部材内部にせっこうボードなどの燃え止まり層を設けた耐火構造が国土交通大臣の認定を受けています。



#### ③鋼材内蔵型耐火構造

鉄骨を集成材などの木材の厚板で被覆することで、耐火構造としての性能を確保するとともに木の質感を出す木質ハイブリッド構造部材が開発され、国土交通大臣の認定を受けています。



## 耐火性能検証法等

「耐火性能検証法」「高度な検証法」により耐火建築物を実現する方法があります。

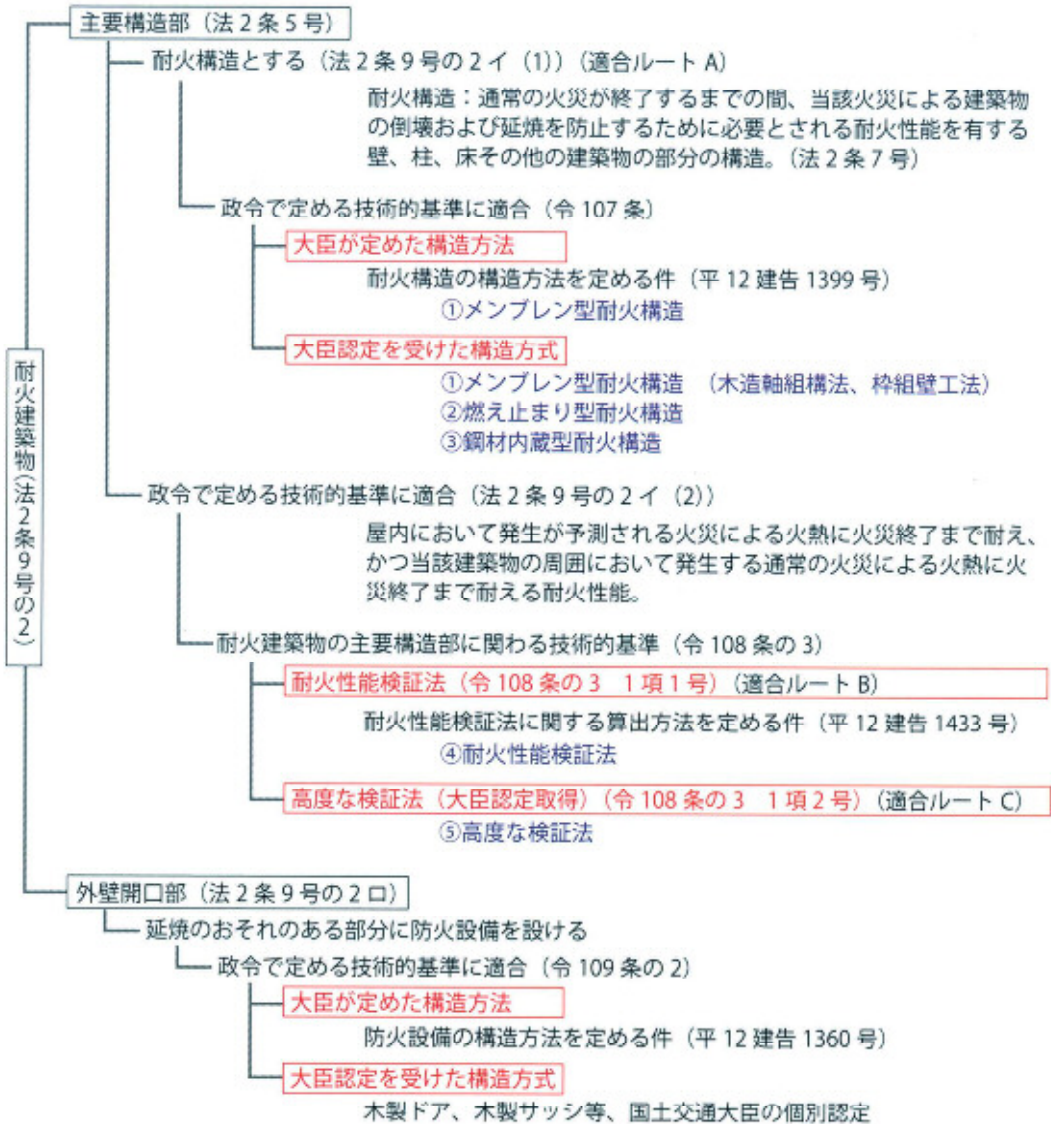
#### ④耐火性能検証法

耐火性能検証法(平12建告1433号)により、天井を高くしたり、大きい空間とすることで、火災時に熱がこもりにくくする対策を講じれば、梁を木材(小径200mm以上)の現しで用いることも可能です。

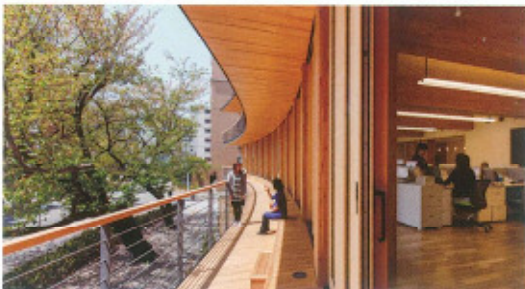
#### ⑤高度な検証法

高度な検証法によって設計し大臣認定を受けた耐火建築物では、大空間の木造ドームなど大型の木造建築物が建築されています。

耐火建築物が満足すべき技術的基準



野菜倶楽部 oto no ha Café (オトノハカフェ) (東京都)  
大臣認定を受けたメンブレン型耐火構造による建築例



大阪木材仲買会館(大阪府)  
主要構造部に大臣認定を受けた燃え止まり型耐火構造部材を用いた建築例

中層規模の木造耐火建築物

適合ルートAの場合に主要構造部に求められる性能を下表に示します。階数によって変わる性能は非損傷性で、上から数えて4までの階は1時間ですが、5以上の階となると2時間が必要となります。例えば、5階建ての特別養護老人ホームあすか苑(P23参照)では、最上階から数えて4階分、つまり最上階の5階から地上2階までを1時間耐火構造による木造とし、地上1階をRC造としています。主要構造部に求められる性能(令107条)

最上階から数えた階数	通常の火災		屋内側からの火災		
	非損傷性	遅熟性	遅炎性		
最上階	1時間	30分	1時間	30分	
2					
3					
4	2時間	30分	1時間	30分	
5					
6					
7					
・・・14					
部位	耐力壁・柱・床・はり	階段・屋根	壁*1・床	外壁*2	外壁*3・屋根

\*1 非耐力壁の外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては30分

\*2 外壁のうち耐力壁と延焼のおそれのある部分の非耐力壁

\*3 外壁のうち延焼のおそれのある部分以外の部分の非耐力壁

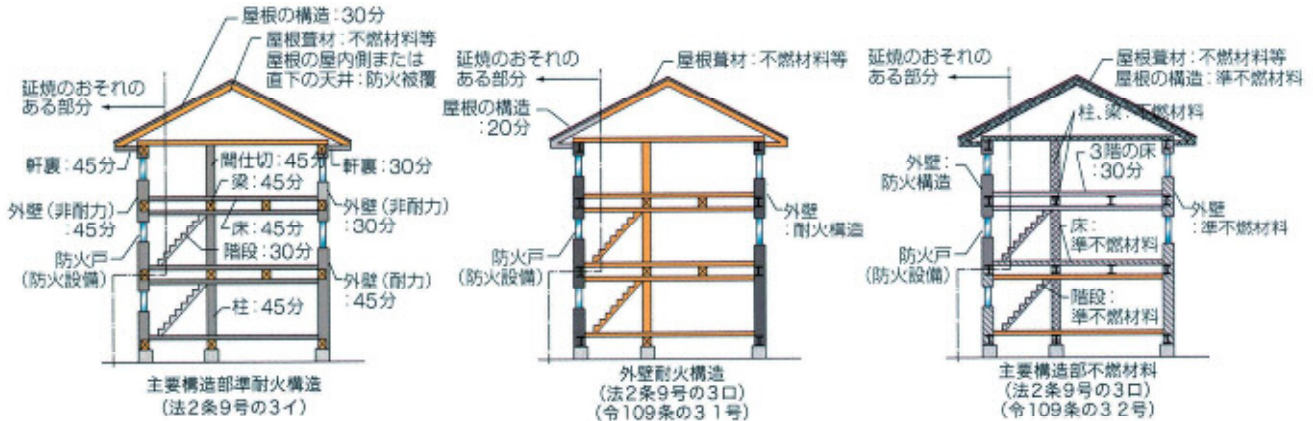
# 木造と防火 準耐火建築物

## ■ 準耐火建築物（法2条9号の3）

準耐火建築物とは、主要構造部が準耐火構造（法2条9号の3イ）またはそれと同等の準耐火性能を有するもので、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を有する建築物のことをいいます。

準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものとして、外壁耐火構造（令109条の3 1号）と不燃構造（令109条の3 2号）があります。

準耐火建築物が満足しなければならない技術的基準の全体像をP31に示します。



## ■ 木造による準耐火建築物

主要構造部に木材を利用した準耐火構造とすることにより、木造準耐火建築物が建てられます。告示（平12建告1358号）で定められた準耐火構造の構造方法には、床の表側の防火被覆など木材を現した例示仕様もあります。

また、「燃えしろ設計」により、部材の表面が燃えても構造耐力上支障のないことを確かめられた構造により、せっこうボード等の防火被覆材を用いずに、木の躯体を現しに見せたまま木造の準耐火構造とすることも可能となっています。

### 柱と梁の燃えしろの値

	昭62建告1902号 (30分)	平12建告1358号 (45分)	平27建告253号 (1時間)
構造用集成材	25mm	35mm	45mm
LVL	25mm	35mm	45mm
構造用製材	30mm	45mm	60mm

### 壁、床、屋根の燃えしろの値

		平12建告1358号 (30分)	平12建告1358号 (45分)	平27建告253号 (1時間)
フェノール樹脂等の接着剤を使用した木質材料*1	間仕切り壁(耐力壁)、 外壁(耐力壁)、床	—	35mm	45mm
	屋根	25mm	—	—
フェノール樹脂等以外の接着剤を使用した木質材料*2	間仕切り壁(耐力壁)、 外壁(耐力壁)、床	—	45mm	60mm
	屋根	30mm	—	—

\*1 木質材料：構造用集成材（ラミナ厚 12mm 以上）、LVL、CLT（ラミナ厚 12mm 以上）

\*2 木質材料：構造用集成材（ラミナ厚 21mm 以上）、LVL、CLT（ラミナ厚 21mm 以上）

## ① 燃えしろ設計

燃えしろ設計とは、部材表面から燃えしろを除いた残存断面を用いて許容応力度計算を行い、表面部分が焼損しても構造耐力上支障のないことを確かめ、火災時の倒壊防止を確認する防火設計法です。

柱・梁に燃えしろ設計を用いる場合には、日本農林規格（JAS）適合の構造用集成材、構造用単板積層材（LVL）、あるいは含水率が15%以下のJAS適合の構造用製材で計画します。

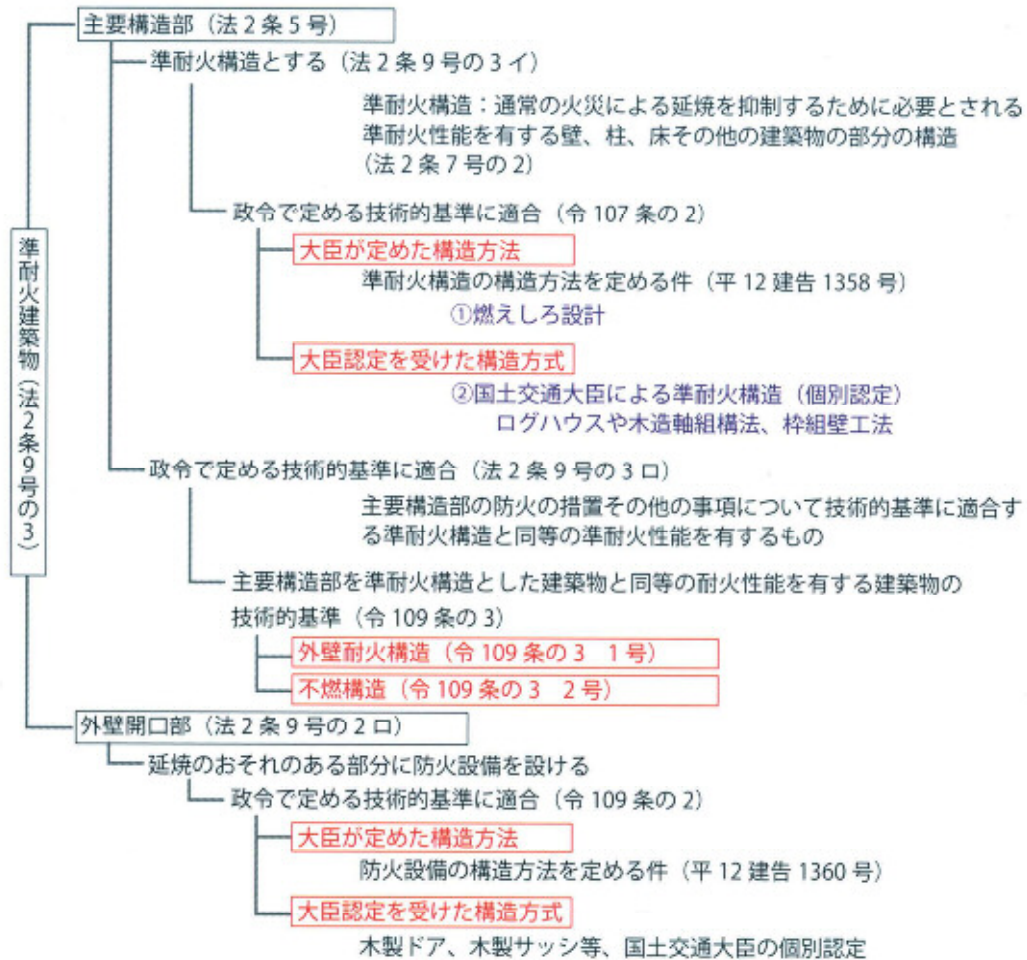
壁・床・屋根に燃えしろ設計を用いる場合には、JAS適合の、構造用集成材、LVL、直交集成板（CLT）を用います。

接合部のボルト等は木材その他の材料で防火上有効に被覆し、部材の取合等の部分の裏面には当て木を設けて建築物内部への



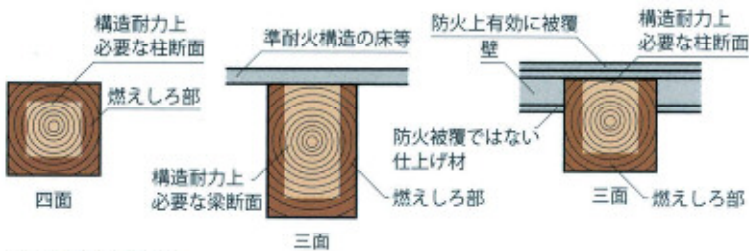
ボラス建築技術訓練校（埼玉県）  
燃えしろ設計等による1時間準耐火建築物

## 準耐火建築物が満足すべき技術的基準



炎の侵入を防止するよう計画します。「防火上有効に被覆」とは、石こうボードや燃えしろ寸法以上の木材等による防火被覆などが挙げられます。

他の建築物の部分によって防火上有効に被覆される場合、その面は燃えしろ寸法を見込む必要はありません。



### 非耐力壁の必要厚さ

	平12建告1358号 (30分)	平12建告1358号 (45分)	平27建告253号 (1時間)
フェノール樹脂等の接着剤を使用した木質材料*1	—	65mm	75mm
フェノール樹脂等以外の接着剤を使用した木質材料*2	—	75mm	90mm

\*1 木質材料：構造用集成材（ラミナ厚12mm以上）、LVL、CLT（ラミナ厚12mm以上）  
 \*2 木質材料：構造用集成材（ラミナ厚21mm以上）、LVL、CLT（ラミナ厚21mm以上）

### ②大臣認定による準耐火構造

建築基準法に基づく主要構造部の耐火性能の評価試験を受けることにより、木材を仕上げ材とした準耐火構造も大臣認定を取得しています。例えば、ログハウスの外壁が準耐火構造として国土交通大臣の認定を受け、これにより、防火制限のある市街地でもログハウスの建築が可能になりました。



入間ログハウス3階建て複合施設（埼玉県）  
1時間準耐火建築物のログハウス

# 地域や用途による制限

市街地における火災の危険を防ぐために、都市計画によって、地域を限って「防火地域」や「準防火地域」が指定されています(都市計画法9条20項)。

建築基準法では、これらの地域区分に応じた階数や規模を定め、建築物の構造を制限しています。またその他に、特定行政庁(市町村に建築主事のいる市町村長、いない場合は都道府県知事)が、屋根からの火の粉による延焼を防止するために、「22条区域」を指定しています。



**防火地域** ■

都市機能が集中している地域で、都市の中心市街地や幹線道路沿いの商業・業務地区など

**準防火地域** ■

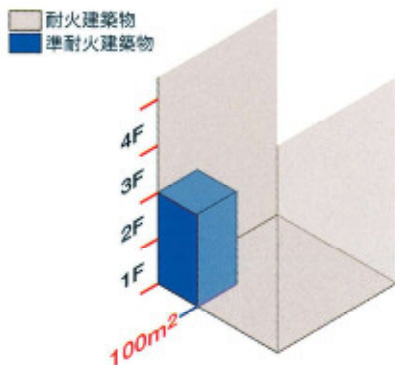
防火地域の周辺の商業地域や業務地区および居住地区など

**22条区域** ■

防火・準防火地域以外の市街地の区域など

**防火地域内の制限(法61条)**

防火地域では、2階建以下で延べ面積が100m<sup>2</sup>以内のものであれば準耐火建築物の木造とすることができますが、それ以外は耐火建築物としなければなりません。



**22条区域の制限(法22条)**

22条区域では屋根不燃と外壁の延焼のおそれのある部分を準防火性能とすること等が求められます。

**準防火地域内の制限(法62条)**

**■ その他の建築物**

準防火地域では、2階建以下で延べ面積が500m<sup>2</sup>以下のものであれば、耐火・準耐火建築物以外の木造とすることができます。ただし、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その外壁の開口部には準遮炎性能を満たすものとする必要があります。

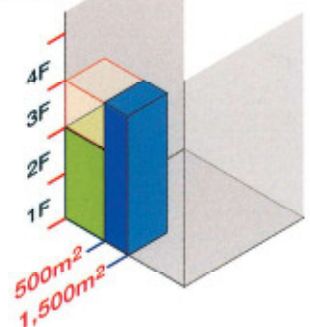
**■ 準耐火建築物**

木造準耐火建築物であれば、3階建以下で、延べ面積が1,500m<sup>2</sup>以下のものが建てられます。

**■ 技術的基準適合建築物**

準防火地域で、3階建てかつ延べ面積500m<sup>2</sup>以下の場合、技術的基準適合建築物で木造で建築することが可能です。(令136条の2)

■ 耐火建築物  
■ 準耐火建築物  
■ 技術的基準適合建築物又は準耐火建築物  
■ その他の建築物



## ■ 建築物の用途による制限 (法27条、平27国交告255号)

不特定または多数の人が利用したり、就寝に利用したりする建築物(特殊建築物)の場合には、下表の基準に従い、耐火建築物または準耐火建築物としなければなりません。



日新倉庫棟(鳥取県)  
倉庫の用途に供する床面積が、1,500m<sup>2</sup>以上であることから、準耐火建築物とした建築例。内部をフォークリフトが走行できるよう31mのロングスパンの無柱空間とした。

### 特殊建築物の構造制限

用途	耐火建築物		耐火建築物または準耐火建築物	
	: 主要構造部を耐火構造等		: 主要構造部を1時間準耐火構造	: 主要構造部を準耐火構造等
	左記の用途に供する階	左記の用途に供する部分の床面積の合計	左記の用途に供する階	左記の用途に供する部分の床面積の合計
劇場、映画館、演芸場	3階以上の階または主階が1階にないもの	客席床面積200m <sup>2</sup> 以上(屋外観覧席の場合、1,000m <sup>2</sup> 以上)	—	—
観覧場、公会堂、集会場	3階以上の階	—	—	—
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、児童福祉施設等	3階以上の階	—	—	2階に病室があるとき 2階部分の床面積合計 300m <sup>2</sup> 以上(病院および診療所については2階部分に患者の収容施設があるものに限る)
共同住宅、寄宿舎、下宿	4階以上の階	—	3階	2階部分の床面積合計 300m <sup>2</sup> 以上
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツ練習場等	4階以上の階	—	3階	2,000m <sup>2</sup> 以上
百貨店、マーケット、展示場、カフェ、飲食店、物品販売業を営む店舗等	3階以上の階	3,000m <sup>2</sup> 以上	—	2階部分の床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
倉庫	—	200m <sup>2</sup> 以上(3階以上の部分に限る)	—	1,500m <sup>2</sup> 以上
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ等	3階以上の階	—	—	150m <sup>2</sup> 以上

※法27条 1項の規定に基づく建築物は、令110条 1号の基準に適合する「特定避難時間倒壊等防止建築物」(令109条の2の2において定義)と令110条 2号の基準に適合する「耐火構造建築物」(規則別記第2号様式において定義)の2種類が規定されていますが、告示に基づく仕様で建築する場合は、いずれも準耐火建築物または耐火建築物となります。

## ■ 木造3階建て共同住宅等

防火地域、準防火地域以外の区域で、延べ面積3,000m<sup>2</sup>以下の3階建てで3階部分を共同住宅、寄宿舎および下宿の用途に供する建築物では、次の技術的基準を満たすことにより、準耐火建築物(主要構造部を1時間準耐火構造)で建築することが可能です。(平27国交告255号)

- ① 避難上有効なバルコニーを設置等(第1第二号イ)
- ② 建物の周囲に十分な空地を設置など(第1第二号ロ)

準防火地域内の場合、延べ面積1,500m<sup>2</sup>以下の木造3階建て共同住宅の建設が可能で、その場合は上記①②の技術的基準に加え、次の防火措置③が必要となります。

- ③ 火災時の延焼拡大防止と避難上の安全性を確保するために、3階の住戸などの外壁開口部に防火設備を設けること。(第1第二号ハ)

## ■ 木造3階建て学校等

3階建てで3階部分を学校、体育館、博物館、美術館および図書館の用途に供する建築物では、次の技術的基準を満たすことにより、準耐火建築物(主要構造部を1時間準耐火構造)で建築することが可能です。(平27国交告255号)

- ① 建物の周囲に3m以上の通路の設置(第1第三号)
- ② 延焼するおそれがある外壁の窓の防火措置(第3)
- ③ ひさしやバルコニーの設置、天井の不燃化、窓の大きさ・窓の離間距離、窓の防火措置による延焼防止(第3各号)

# 建築物の規模による制限

大規模な建築物の主要構造部は、防火上の制限を受けます。大規模な木造建築物は、いったん火災になった場合、倒壊による被害が大きくなることから、木造では建物高さや軒の高さの制限があり、延べ面積についても制限を受けます。

近年、木造建築物の防火性能に関する研究が進み、防火性能の向上が図られ、一定の防火上の技術的基準に従って設計した耐火建築物以外の木造建築物では、高さ制限を超える大規模な建築物を建設できるようになっています。

## ■大規模建築物の制限（法21条）

大規模建築物の構造制限には面積制限(法21条 2項)と高さ制限(法21条 1項)があります。高さが13m以下かつ軒高9m以下で延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以下であれば構造の制限はありません。

高さ、軒高	階数	制限
13m、9m 超	4~	耐火建築物
	3	①1時間準耐火の措置等
	2	①1時間準耐火の措置等 または ②30分の加熱に耐える措置等
	1	②30分の加熱に耐える措置等
13m、9m 以下		上記以外の建築物

3,000m<sup>2</sup>  
延べ面積

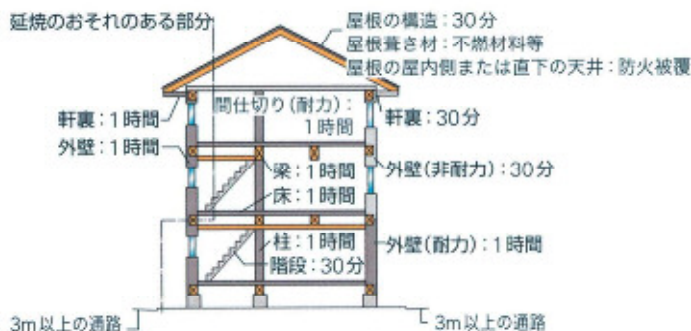
## ■防火措置により高さ制限を回避

高さが13m超、または軒高が9m超であっても、一定の防火上の基準を満たすことにより、主要構造部を耐火構造としなくとも建設できます。(令129条の2の3)

部位	必要な措置		
	①1時間準耐火の措置等	②30分の加熱に耐える措置等	
階数	3以下	2以下	
構造	柱及び梁	1時間準耐火構造	
	外壁		燃えしろ設計30mm(製材の場合)
	軒裏		防火構造
	床		30分の防火性能
内装	—	壁、天井を難燃材料等	
継手または仕口	防火被覆等	防火被覆等	
建築物の周囲	幅員3m以上の通路の設置、もしくは200m <sup>2</sup> ごとの防火区画と上階延焼を防止するひさし等の設置	—	



紫波町役場  
(岩手県：軒高14.53m 最高高さ14.98m)  
1時間準耐火建築物とした建築例



①1時間準耐火の措置等



②30分の加熱に耐える措置等

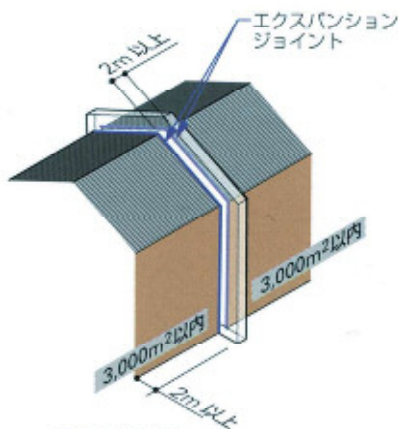


### ■「壁等」により面積制限を回避

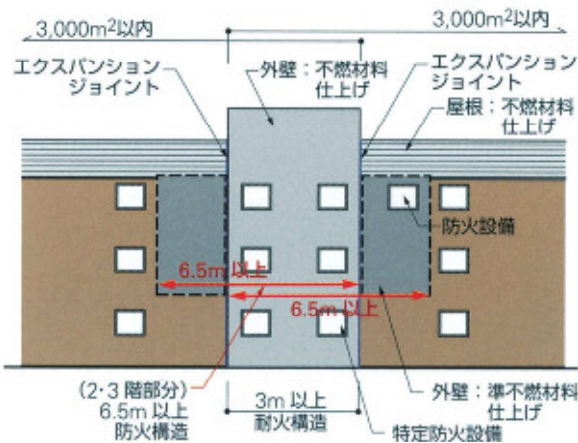
延べ面積が3,000m<sup>2</sup>を超える場合であっても、「壁等」によって有効に区画し、各区画の床面積の合計がそれぞれ3,000m<sup>2</sup>以内とすることで主要構造部を耐火構造としなくとも建設できます。(法21条 2項 2号)

	「壁等」	
	①壁タイプ	②コアタイプ(階段や廊下等の火災が発生しにくい室)
主要構造部の構造	RC造等	RC造等
形状	建築物の外壁面、屋根面から2m以上突出	幅3m以上耐火構造 2階・3階の外壁および屋根がそれぞれ幅6.5m以上にわたって防火構造
相互の接合	エキスパンションジョイントで接合 (壁等が自立していること)	
仕上げ	屋根：不燃材料	
	外壁：—	外壁：不燃材料(防火構造部分の仕上げ：準不燃材料)
	防火扉の周辺：木造側の内装は床・壁・天井を不燃化	

※建築物の条件は、階数3階建て以下、屋根の仕上げを不燃材料とすること。



①「壁等」壁タイプ



②「壁等」コアタイプ

### ■別棟解釈により面積制限を回避

住宅局建築防災課長通達「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について」(住防発第14号 昭和26年3月6日)では、主要構造部を耐火構造とした建築物の部分と主要構造部の全部または一部を木造とした建築物の部分とが相接して一連になっている場合(上下に接続する場合を除く)は、別棟とみなすことができ、建築物の一棟の延べ面積の規模に応じて適用される規定の運用にあたり、それぞれの建築物の部分の別棟のものとして解釈できます。なお、この通達は廃止の手続きは行われておらず、技術的な助言として引き続き有効であると、住宅局建築指導課長より各都道府県建築主務部長宛に通知されています。(国住指第2391号 平成20年9月30日)



別棟とみなす例

1棟 650m<sup>2</sup> としないで 300m<sup>2</sup> の部分が 2 棟と 50m<sup>2</sup> の部分が 1 棟と合計 3 棟とみなすことにより、耐火構造に関する規定が緩和される。

### ■大規模木造建築物等の外壁等(法25条)

延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える大規模木造建築物等は、外壁および軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根も不燃化などの措置が必要となります。

延べ面積	部位	必要な措置
1,000m <sup>2</sup> 超	屋根	不燃材料等
	外壁・軒裏	延焼のおそれのある部分 防火構造

### ■大規模木造建築物の敷地内通路(令128条の2)

木造建築物で延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるものは、その周囲に幅員3m以上の通路を設けなければなりません。ただし、延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以下の場合、隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を1.5m以上とすることができます。

# 防火壁と防火区画(法26条、令112条)

火災の拡大を抑えるため、建物の用途、規模、立地などの条件によって、防火壁の設置や防火区画等を計画しなければなりません。

## ■ 防火壁(令113条)による区画(法26条)

延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建築物は、政令で定められた構造の防火壁によって1,000m<sup>2</sup>以内ごとに区画しなければなりません。耐火建築物や準耐火建築物とすれば、防火壁による区画の必要はありません。

## ■ 防火壁の設置を要しない建築物(令115条の2)

スポーツ施設など火災のおそれの少ない用途であって一定の防火上の措置が講じられる場合は、防火壁による区画の必要はありません。

用途	部位等	必要な措置		
スポーツ施設など、火災のおそれの少ない用途	階数	2以下		
	2階部分床面積	体育館のギャラリー等を除き、1階部分床面積の1/8以下		
	構造	柱および梁	燃えしろ設計30分	
		外壁	防火構造*	
		軒裏		
	床	30分の防火性能*		
	内装	壁、天井等	難燃材料等	
継手または仕口	防火被覆等			

\*延焼のおそれのある部分以外の部分で、特定行政庁の認めるものは除く

## ■ 防火区画(令112条)

大規模な建築物では、火災を局部的なものにとどめ、火災の拡大を防止するために防火区画の設置を義務づけています。

### ■ 面積区画

大規模建築物においては、一定面積ごとに区画する必要があります。

対象建築物と根拠条文	区画の面積	区画の構造
その他の建築物 (耐火建築物または準耐火建築物以外) 法26条、令113条	1,000m <sup>2</sup> 以内ごと	防火壁(自立する耐火構造の壁) 特定防火設備(幅2.5m以下、高さ2.5m以下)
耐火建築物 準耐火建築物(法規制によらない場合*) 法36条、令112条1項	1,500m <sup>2</sup> 以内ごと	耐火構造・準耐火構造(1時間)の床、壁* <sup>2</sup> 防火戸(特定防火設備)
準耐火建築物 (法27条、または法62条の規定による場合) 令112条2項、3項	イ準耐火建築物 ロ準耐火建築物 1号(外壁耐火構造)	耐火構造・準耐火構造(1時間)の床、壁* <sup>2</sup> 防火戸(特定防火設備)
	イ準耐火建築物(1時間)	

\*1 法規制によらない準耐火建築物は1,500m<sup>2</sup>以内ごとの区画である。例えば1,000m<sup>2</sup>を超え1,500m<sup>2</sup>未満の2階建て木造校舎を計画する場合、防火壁を設置しなければならないが、木造準耐火建築物で計画すれば1,500m<sup>2</sup>区画となり防火壁も防火区画も設置する必要はない。

\*2 準耐火建築物にあっては、耐火構造または準耐火構造の床、壁で区画する。

## ■ 高層区画

建築物の高層部分等においては、一定面積ごとに区画する必要があります。

対象建築物と根拠条文	区画の面積	区画の構造
高層建築物の11階以上の階、 地下街(各構えの部分) 令112条5項～7項、令118条の32項、 3項、5項	100m <sup>2</sup> 以内ごと 内装(下地とも難燃材料)	耐火構造の床、壁 防火戸(特定防火設備)
	200m <sup>2</sup> 以内ごと 内装(下地とも準不燃材料)	耐火構造の床、壁 防火戸(特定防火設備)
	500m <sup>2</sup> 以内ごと 内装(下地とも不燃材料)	耐火構造の床、壁 防火戸(特定防火設備)

## ■ たて穴区画

建築物の高層部分等においては、階段室等のたて穴とその他の部分を区画する必要があります。

対象建築物と根拠条文	区画の構造
地階または3階以上の階に居室を有する耐火建築物 メゾネット型の住戸、吹き抜き部分、階段、昇降路、ダクト部分とその他の部分の区画 令112条9項	耐火構造・準耐火構造(1時間)の床、壁 防火戸(防火設備)

## ■ 異種用途区画

特殊建築物の用途の供する部分とその他の部分がある場合、それらを区画する必要があります。

対象建築物と根拠条文	区画の構造
法24条の用途部分(学校、映画館、公衆浴場、マーケット、自動車車庫、百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院、倉庫等)と他の部分 令112条12項	耐火構造・準耐火構造(1時間)の床、壁 防火戸(防火設備)
法27条の規定により、耐火建築物または準耐火建築物とした部分とその他の部分 令112条13項	耐火構造・準耐火構造(1時間)の床、壁 防火戸(特定防火設備)



オホーツクはまなす牧場育成牛舎(北海道) 詳細参照P27  
延べ面積1,774.46m<sup>2</sup>だが、畜舎には緩和措置があるため、防火壁(法26条3項)と小屋裏隔壁(令114条3項3号)を設けていない。



三川町立東郷小学校(山形県)  
小屋組を木造とし隔壁の措置をした建築例

## ■ その他の防火措置

### ■ 防火上主要な間仕切り壁(令114条2項)

学校、病院、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿またはマーケットなどの建築物では、火災時に利用者が安全に避難できるように、建築物の当該用途に供する部分について、防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とし、小屋裏または天井裏に達するようにしなければなりません。

### ■ 小屋組が木造である建築物の隔壁(令114条3項)

建築面積が300m<sup>2</sup>を超え小屋組が木造である場合には、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければなりません。なお、木造耐火建築物には適用されないほか、建築物の各室および各通路について、壁および天井の室内に面の仕上げを難燃材料とするか、またはスプリンクラー設備などで自動式のものおよび排煙設備が設けられている場合は適用されません。

ただし、天井を強化天井としたものについては、隔壁の設置は適用されません。強化天井とは平28国交告694号に規定されており、強化せっこうボードを2枚以上重ね張りしている天井(総厚36mm以上)が例示仕様としてあげられています。